

令和6年度（小牧市）第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）実施計画

この計画は、愛知県が令和3年度に策定した第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ管理）（以下「特定計画」という。）の実施計画として策定するものである。

1 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ (*Sus scrofa*)

2 計画の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 管理すべき区域

特定計画に基づき管理すべき対象区域は、小牧市内全域とする。

4 現状

（1）生息環境と土地の利用状況

市内においては、広葉樹林の割合が約3割となっており、イノシシの好む環境にあると考えられる。また、里山や中山間地域の農地は、谷間を開墾した谷津田や山腹の傾斜面を利用した農地が多く、イノシシの被害を受けやすい形態をしている。他にも、里山は中山間地域と比べて竹林も多く、タケノコはイノシシの春の主要な食物となる。

近年、全国的にこのような地域における耕作放棄地の増加が報告されている。耕作放棄地の増加は、イノシシによる農林作物被害の増加、イノシシの生息数増加及び生息地の範囲拡大を助長するものと考えられる。このことが、農家の耕作意欲を減退させ、耕作放棄地の発生につながる悪循環となっている。里山に隣接した平地にある農地や住宅での目撃報告が増えてきており、今後の被害の拡大が懸念される。

表 小牧市内の林種別森林（民有林）等面積

総 数	立木地								竹林		無立木地	
	針葉樹		広葉樹		(再掲)							
					人工林	天然林	ha	%				
656	382	58.2	225	34.3	224	34.1	382	58.2	22	3.4	29	4.4
ha	ha	%	ha	%	ha	%	ha	%	ha	%	ha	%

（出典）2021年度 愛知県林業統計書（愛知県林務部林務課、令和4年）

（2）生息状況

特定計画によると、愛知県内の令和2年度のイノシシの分布域は、下図のとおり

り。小牧市では、市東部が分布域に含まれている。

また、愛知県内の令和3年度末における生息数は12,614頭(中央値)である。ただし、この数値は平成30年度以降の豚熱による死亡の影響を反映できていないため、注意が必要である。

本市の状況は、豚熱の影響を受ける前のH29年度の生息密度分布図によると、市東部の最も生息密度が高いエリアで約10頭/km²以下となっている。豚熱以降の動向としては、個体数の回復が想定され、住民や猟友会等からの目撃・被害報告、捕獲数は増加傾向にある。

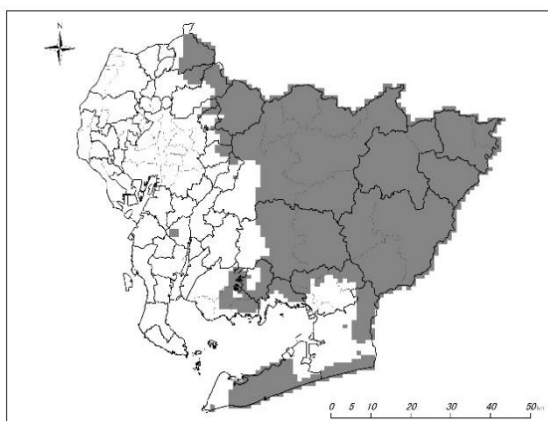


図 愛知県における分布域 (R2 年度)

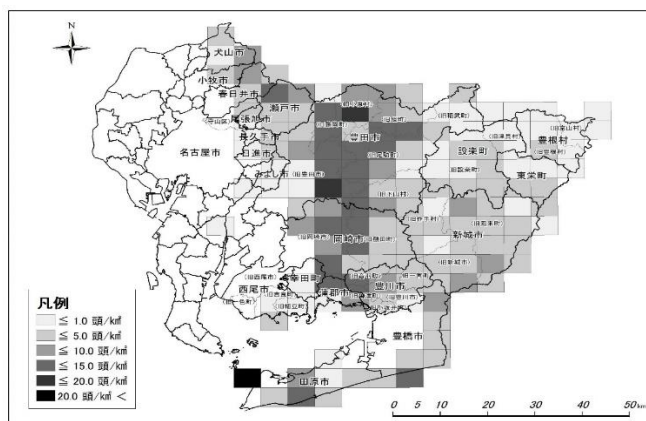


図 愛知県におけるメッシュ別生息密度(R3 年度)

(3) 被害の状況

小牧市における過去3年分の農作物被害状況を下表に示す。市内の被害は市東部に集中しており、作物としては特に水稻を中心に被害が多く発生している。

表 小牧市における被害の状況

R2 年度			R3 年度			R4 年度		
被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)
0.18	1.48	230.16	0.12	1.38	31.25	0.02	0.16	141.0

その他農作物以外の被害として、山際近くの都市公園にて掘り返しの被害が確認されている。住宅地付近まで進出している個体も確認されており、今後動向には注視が必要である。

また、豚熱の発生状況について、本市域での豚舎では発生していないものの、野生イノシシ捕獲個体からは令和5年度に初めて豚熱が確認された。隣接する分布域である春日井市、犬山市の捕獲個体からも過去に豚熱が確認されていることから、今後も県等と連携した対策が必要である。

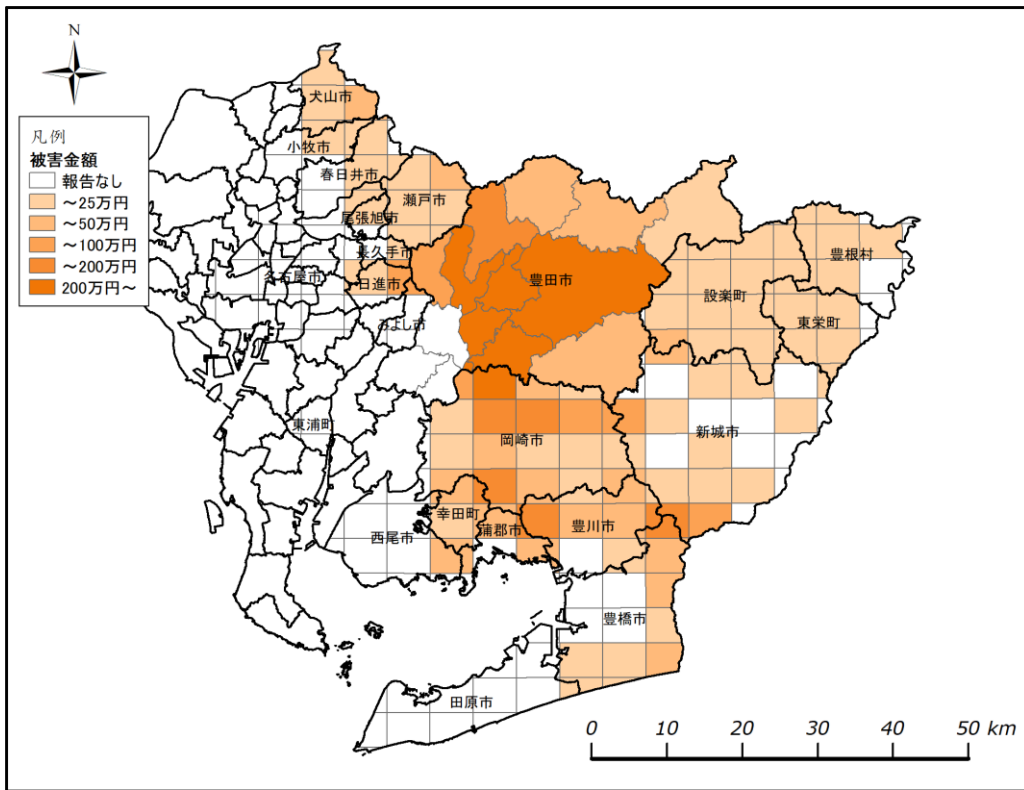


図 愛知県における農業被害額 (R3 年度)

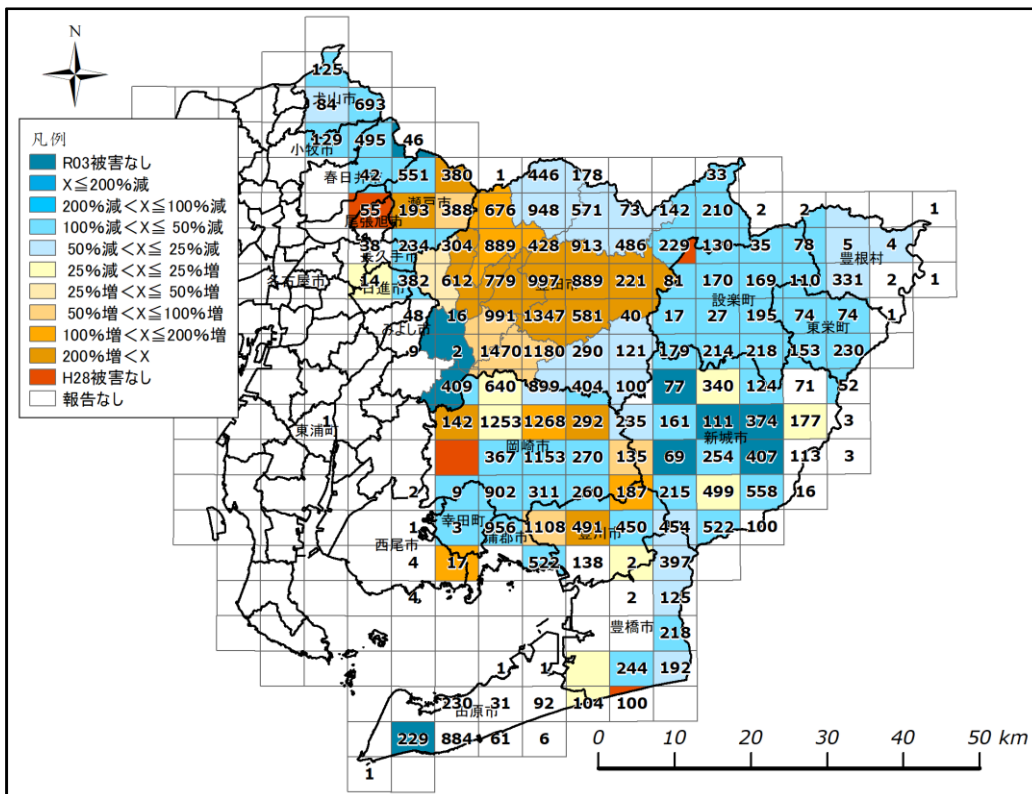


図 愛知県における農業被害額の変化 (H28→R3 年度)

(4) 対策の実施状況と評価

ア 捕獲に係る対策

愛知県内における令和3年度の捕獲分布図は以下のとおり。

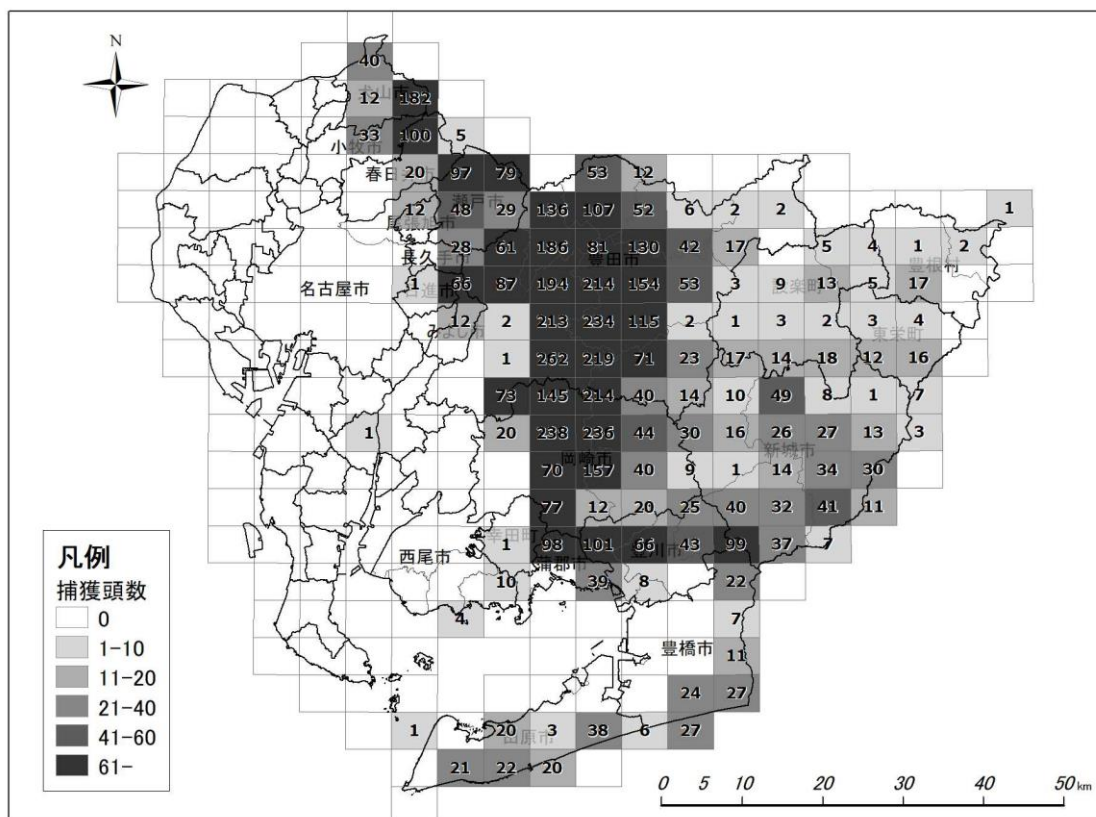


図 愛知県における捕獲分布図 (R3 年度)

本市域における捕獲は生息分布域同様に市東部に集中している。また、捕獲数は近年増加傾向にある。

表 小牧市における許可捕獲（個体数調整）の実施状況

		R1	R2	R3	R4	R5 (見込)
捕獲頭数 (捕獲手法別)	銃	0	0	0	0	0
	罨	26	43	46	87	81
捕獲頭数 (成獣・幼獣別)	成	23	43	45	87	81
	幼	3	0	1	0	0

イ 被害防除に係る対策

被害防除として、鳥獣全般を対象とした侵入防止柵（電気柵、ワイヤーメッシュ柵等）の資材費補助制度を制定し、対策を進めている。

表 小牧市における防除対策の実施状況

	R1	R2	R3	R4	R5 (見込)
防護ネット	—	—	3,500m	1,150m	1,000m
防護柵	—	306m	1,373m	—	497m
電気柵	—	1,898m	1,400m	1,052m	1,060m
その他(内容)	—	—	—	—	—

ウ 生息環境管理に係る対策

市では生息環境管理の施策を実施していないものの、鳥獣被害があった地域を中心に藪の刈り払いや、未収穫農作物の回収の推奨等、生息環境管理の啓発を行っている。

表 小牧市における生息環境管理対策の実施状況

	R1	R2	R3	R4	R5 (見込)
藪の刈り払い	—	—	—	—	—
未収穫農作物の回収	—	—	—	—	—
その他(内容)	—	—	—	—	—

5 評価

捕獲対策について、捕獲数は例年増加傾向にあり、目撃・被害通報も同様に増加し、被害範囲も拡大している。一方で捕獲主体となる猟友会の人手不足・高齢化が顕在化しつつあり、現状で既に捕獲キャパシティの限界に近い。更なる捕獲の効率化のほか、今後の担い手となる人材育成が急務である。

防除対策について、市独自の侵入防止柵設置補助制度が活用されており、整備済み箇所が増えているが、単体の農地への進入を防ぐものである都合上、地域全体への防除効果は乏しいため、今後も長期的な取り組みが必要である。

生息環境管理については現状、効果的な取り組みは出来ていないため、緩衝帯設置や刈り払い等、新たな取り組みが必要であり、今後先進手法を検討する必要がある。

表 小牧市における被害動向と対策の評価

被害動向	捕獲対策		被害防除対策			
	銃	罠	防護ネット	防護柵	電気柵	その他 (内容)
増加	△	◎	◎	◎	◎	—

生息環境管理対策		
藪の刈り払い	未回収農作物の回収	その他（内容）
—	—	—

※ 評価は「◎＝非常に効果がある」「○＝効果がある」「△＝あまり効果がない」「×＝効果がない」の4段階で評価する。なお、対策を実施していない場合は「—」を記載する。

6 管理の目標

(1) エリア区分

愛知県では、イノシシの分布状況等を基に、対象区域の市町村を3種類のエリアに区分している。小牧市は、「管理エリア」に該当する。

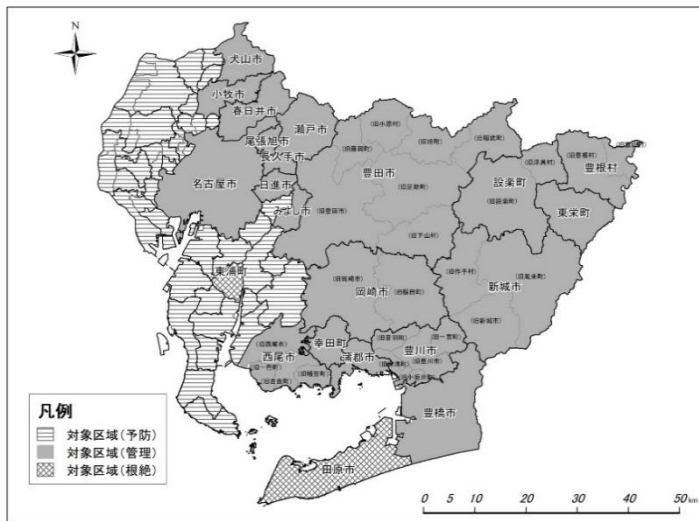


図 対象区域及び類型区分

(2) 目標

愛知県では、特定計画において目標を以下のとおり掲げている。

目 標	指 標
生息数の減少	—（生息数に係る情報収集を進める）
分布の拡大防止及び縮減	分布する市町村数（22）
農業被害の未然防止又は減少	農業被害額、市町村被害防止計画の達成状況
豚熱による被害の防止	—

小牧市が属する管理エリアでは、農業等への被害防止を図るため、高い捕獲圧をかけ続けることにより、農業被害が発生しない程度の水準まで生息数の減少を図る。また、重点的な捕獲に加えて、防除対策、生息環境管理を地域ぐるみで実施することによって被害の未然防止又は減少を図ることを目標としている。

(3) 目標を達成するための施策の基本的考え方

市町村実施計画は単年度の計画であるが、順応的管理の考え方を踏まえ、施策

の実施状況及び効果を随時確認・評価しつつ、必要に応じて計画の変更等を行う。次年度の計画については、当年度の計画の評価を踏まえて、施策や目標の設定を行うものとする。

7 数の調整に関する事項

(1) 前提

愛知県では、実際の生息数が不明であることから、具体的な年度あたりの捕獲目安は示されていないものの、高い捕獲圧をかける必要があるとしており、小牧市でもそのことを踏まえた目標数を設定する。

(2) 捕獲計画

イノシシの捕獲計画数は小牧市鳥獣被害防止計画（令和3年度）において、被害が増大している点、および個体数削減を目指す県方針を鑑み、計画策定時（令和2年度）の平均捕獲数から1.5倍増を目指すものとして、年間60頭と設定している。なお、銃による捕獲は捕獲者および周辺的安全確保の観点から、やむを得ない場合にのみ行うものとし、目標値としての捕獲計画数は設定しない。

表 小牧市における令和6年度の捕獲計画（案）

捕獲手法別		合計
銃	罾	
0	60	60

(3) 計画を達成するために実施する対策

捕獲は、原則として箱わなおよびくくりわなにより実施する。モニタリングや地域住民からの被害情報を猟友会と共有のうえ、適切な罾の設置を行うことにより効率的な捕獲を目指す。また、猟友会に対しても、捕獲意欲向上のため、市独自で捕獲報奨金の上乗せ支給を行うほか、将来的な担い手確保のため、新規狩猟免許取得者に対する補助を行う。

イノシシは性成熟が早く多産であるため、メスの成獣の捕獲を推進する。

なお、農業被害を低減するためには、農地周辺で加害個体を含む群れごと、幼獣だけでなく成獣も捕獲する必要がある。群れごとの捕獲をするためには、今後囲いわなの導入も検討する。

8 被害防除対策に関する事項

(1) 実施計画

鳥獣被害全般への被害防除対策として、侵入防止柵（電気柵、ワイヤーメッシュ柵等）の設置に係る資材費補助による整備を継続実施するほか、鳥獣被害防止特措法に基づく助成金等も活用し、できるだけ広範囲をひとつの区画で囲うなど、より効率的な設置を検討する。

表 小牧市における令和6年度の防除対策の実施計画（案）

防除対策			
防護ネット	防護柵	電気柵	その他（内容）
—	—	—	侵入防止柵等設置補助

（２）計画を達成するために実施する対策

侵入防止柵等の設置補助制度（資材費の半額相当、上限5万円（認定農業者、認定新規農業者、人・農地プランに位置付けられた農業者は上限10万円まで）を補助）を継続実施する。

9 生息環境管理に関する事項

（１）実施計画

イノシシによる被害を防ぐためには、市が猟友会、地域住民等と連携して、計画的・継続的に被害防除対策及び生息環境管理を実施することにより、農地及び集落への侵入を困難にし、餌場としての魅力を下げること、人の生活圏とイノシシの行動圏との分離に努める。また、今後これらの有効な取り組みに関する、先行事例について研究・導入検討を行う。

表 小牧市における令和6年度の生息環境管理対策の実施計画（案）

生息環境管理対策		
藪の刈り払い	未収穫農作物の回収	その他（内容）
—	—	—

（２）計画を達成するために実施する対策

市では生息環境管理の施策の実施予定はないものの、鳥獣被害があった地域を中心に近隣住民への生息環境管理の啓発に努める。また、必要に応じて先行事例の研究・導入検討を行う。

10 その他の管理のために必要な事項

（１）実施計画の実施体制

ア 実施計画の作成

毎年度、特定計画に基づき、捕獲対策、被害防除対策、生息環境管理対策に係る内容（実績及び計画を含む）を記載した実施計画を作成する。計画の作成にあたっては、毎年度、生息・被害の状況、被害防除対策の実施状況の効果等の情報を収集・把握したうえで、これまでの施策の評価を行う。

また、毎年度、県が提供する生息数の指標となる資料等を基に、農林業被害の状況を踏まえて、高い捕獲圧をかけることを前提に捕獲目標数を設定する。

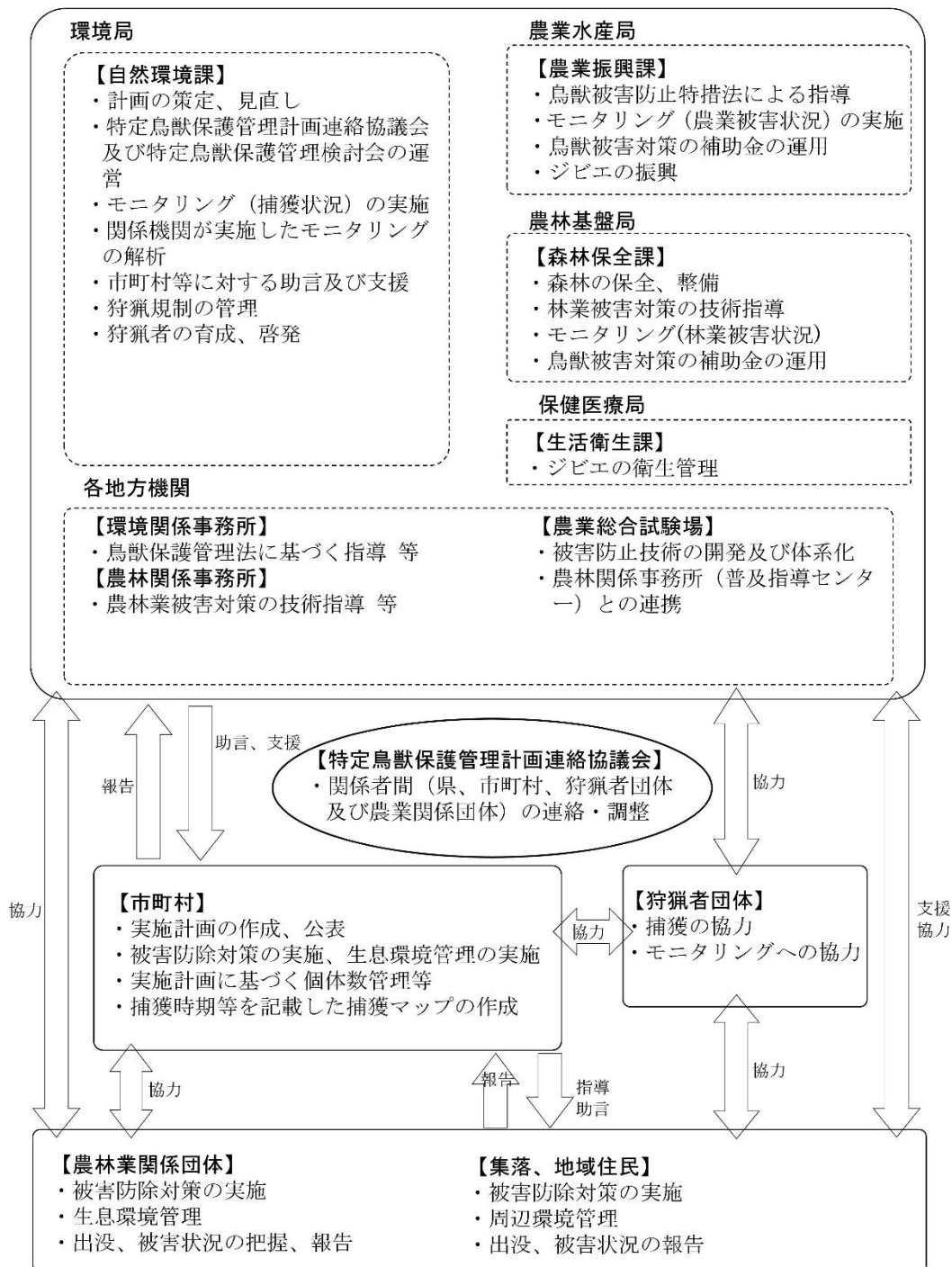
なお、実施計画の内容は、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画と整合を図るものとする。

イ 実施計画の運用

実施計画に基づき、捕獲対策等を推進する。実施にあたっては、捕獲従事者、地域住民等との連携を密にし、地域ぐるみで対策を実施できるようサポートする。また、捕獲状況、被害状況及び出没状況等の情報を常時把握し、捕獲時期及び捕獲場所を記載した捕獲マップを作成する等、実態の把握に努め、次年度の実実施計画に反映する。

図 計画の実施体制図

愛知県



(2) 市街地出沒への対応

生息環境管理等により市街地出沒を防止するとともに、市街地出沒が発生した際は、住民からの目撃、出沒情報の収集、住民への注意喚起を県や地元警察と連携して行う。

近年、イノシシ等の獣が住宅地付近に出沒し、住民の生活に支障を及ぼす事案が発生している。このため、次のとおり住宅地等への侵入を防止し、また出沒した際の対策を行う。

ア 出沒を防止するための対応

市街地への誘引を防止するため、山際や河川敷での藪の刈り払い等による侵入経路の遮断、餌付けの防止、生ごみ、放置果樹、放置農作物等の誘引物の除去などの対策を組み合わせて実施する。また、地域住民に対しては、市街地出沒を防止するための知識の普及啓発に努める。

イ 出沒した時の対応

突発的な出沒には、出沒地点等の情報を収集し、必要に応じて地域住民への注意喚起を実施する。また、当該個体が本来の生息地に自発的に戻っていくように、移動経路の遮断も検討する。なお、市街地の環境や人に慣れた個体が出沒する場合は、捕獲による除去を検討する。捕獲にあたっては、地元警察、市町村等により地域住民の安全を確保した上で実施する。また、出沒に対して迅速に対応するため、事前に警察等の関係機関や、狩猟者団体等による体制の整備に努めるとともに、地域住民に対して市街地出沒に係る情報提供を促し、事故等を防止するための知識の普及啓発に努める。

なお、出沒が続く場合は、市街地周辺の生息地とみられる場所における捕獲の実施も検討する。

(3) 錯誤捕獲の防止に係る対応

箱わなやくくりわなといったわなによる捕獲の場合、捕獲対象ではない鳥獣が錯誤捕獲される可能性がある。錯誤捕獲された鳥獣に関しては、原則その場での放獣で対応する。県及び市町村は、錯誤捕獲の発生時に備え、狩猟者や捕獲従事者に対し、危機管理に関する知識・技術の普及を行う。

また、イノシシのわな捕獲の場合、カモシカ等が錯誤捕獲される可能性があることから錯誤捕獲が起らないよう、自動撮影カメラ等による事前調査を行い、わなを設置する場所、わなの種類、誘引餌等に配慮する必要がある。またカモシカ等が錯誤捕獲された場合に備え、狩猟者団体、警察と連携した連絡、対応体制を整備するものとする。

(4) 感染症への対応等及び安全対策に関する配慮

ア 豚熱等の感染症への対策

豚熱については、依然として県内を含め各地で感染事例が報告されており、

今後も生息密度の低減を目指した捕獲を継続する必要がある。また、捕獲の際は、捕獲個体や狩猟道具、車両等の移動により、他の地域に豚熱ウイルスを拡散させることがないように、「CSF・ASF対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き」等により、消毒等の防疫措置を徹底するよう、捕獲従事者に指導を行う。

また、人獣共通感染症にも十分に注意する必要がある。捕獲作業等によるイノシシの接触で注意すべき感染症としてSFTS（重症熱性血小板減少症候群）等のダニ媒体の感染症、解体作業を行った手を介する場合や加熱が不十分な肉を食することでの経口感染として、ブタ回虫、E型肝炎などがある。

これらの感染症に対しての情報を取りまとめ、捕獲従事者に対して、感染防止のための注意喚起を実施する。

イ 安全対策に関する配慮

イノシシの捕獲は、マダニ等による人獣共通感染症や、ヤマビルによる吸血被害のほか、滑落・転倒や銃器、さらには捕獲された個体（錯誤捕獲を含む）による事故等、様々な危険が伴う作業である。特にくくりわなによる捕獲の場合は、捕獲個体の逆襲による人身被害が発生するおそれがあり、止め刺しの際は保定要補助具を使用する、複数人で作業する等、安全面に十分に配慮する必要がある。

については、捕獲従事者やその所属団体が取り組む安全対策や緊急時の連絡体制を把握するとともに、想定される事故や事故発生時の対応等についてあらかじめ捕獲従事者と共有し、安全面に十分配慮した事業実施に努める。

(5) ジビエの振興等活用策

イノシシの捕獲を進める上で、捕獲したイノシシを地域の食物資源として有効に活用していくことは、生きものの命を大切に活用するということが、さらには、貴重な未利用地域資源を活用した地域振興を図るために大変重要なことである。

これらのことから、ジビエ販売等の有効活用については望ましい捕獲個体処理方法の一つと考えるが、施設整備や販路確保、安定的な捕獲量の確保などの課題があることから、今後引き続き調査研究を進める。

また、野生鳥獣の食肉利用においては、食中毒や感染症等の衛生上の懸念があることから、2014（平成26）年12月に定めた「愛知県野生鳥獣肉衛生管理ガイドライン(2023(令和5年)10月10日一部改正)」により、狩猟から処理、食肉としての販売、消費に至るまで、イノシシを含めた野生鳥獣肉に起因する衛生上の危害発生の防止を図っていく。